

県発注工事の 事故発生状況について

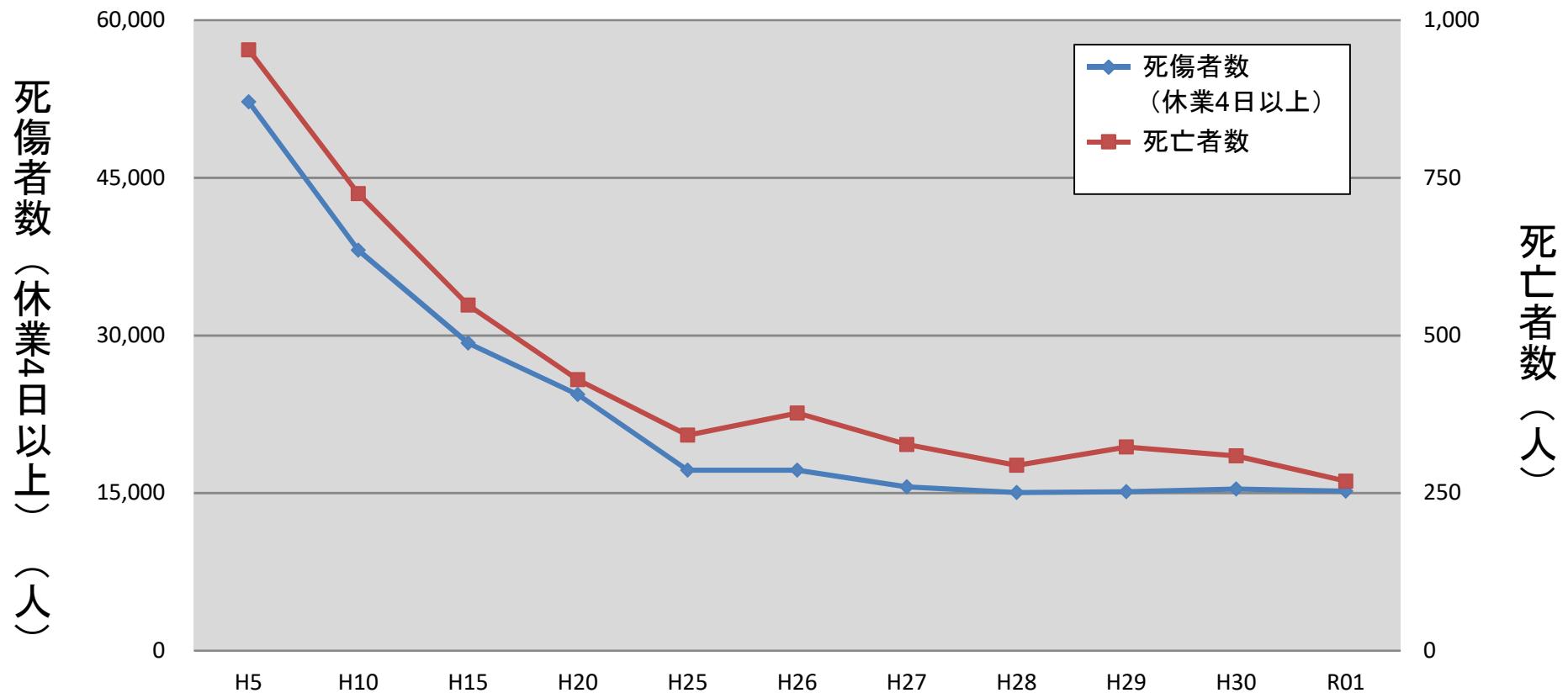
海草振興局 建設部

次 第

- ① 全国の事故発生状況
- ② 和歌山県の事故発生状況
- ③ 事故事例
- ④ 事故発生時の対応
- ⑤ 参考

①全国の事故発生状況

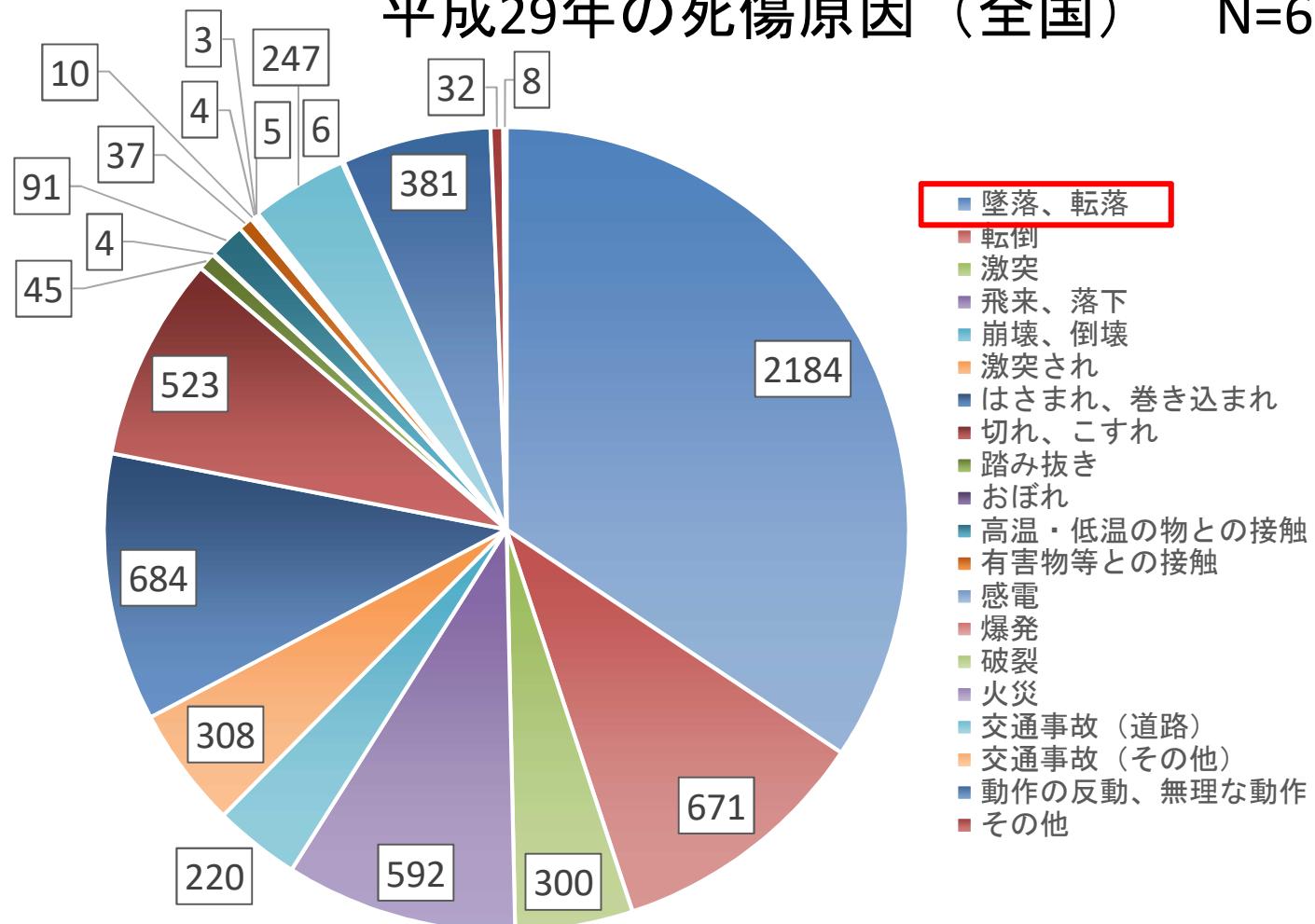
建設業における労働災害発生状況（全国）



出典：建設業労働災害防止協会HP

① 全国の事故発生状況

平成29年の死傷原因（全国） N=6355



足場や高所からの墜落・転落が約3割を占める

②和歌山県の事故発生状況

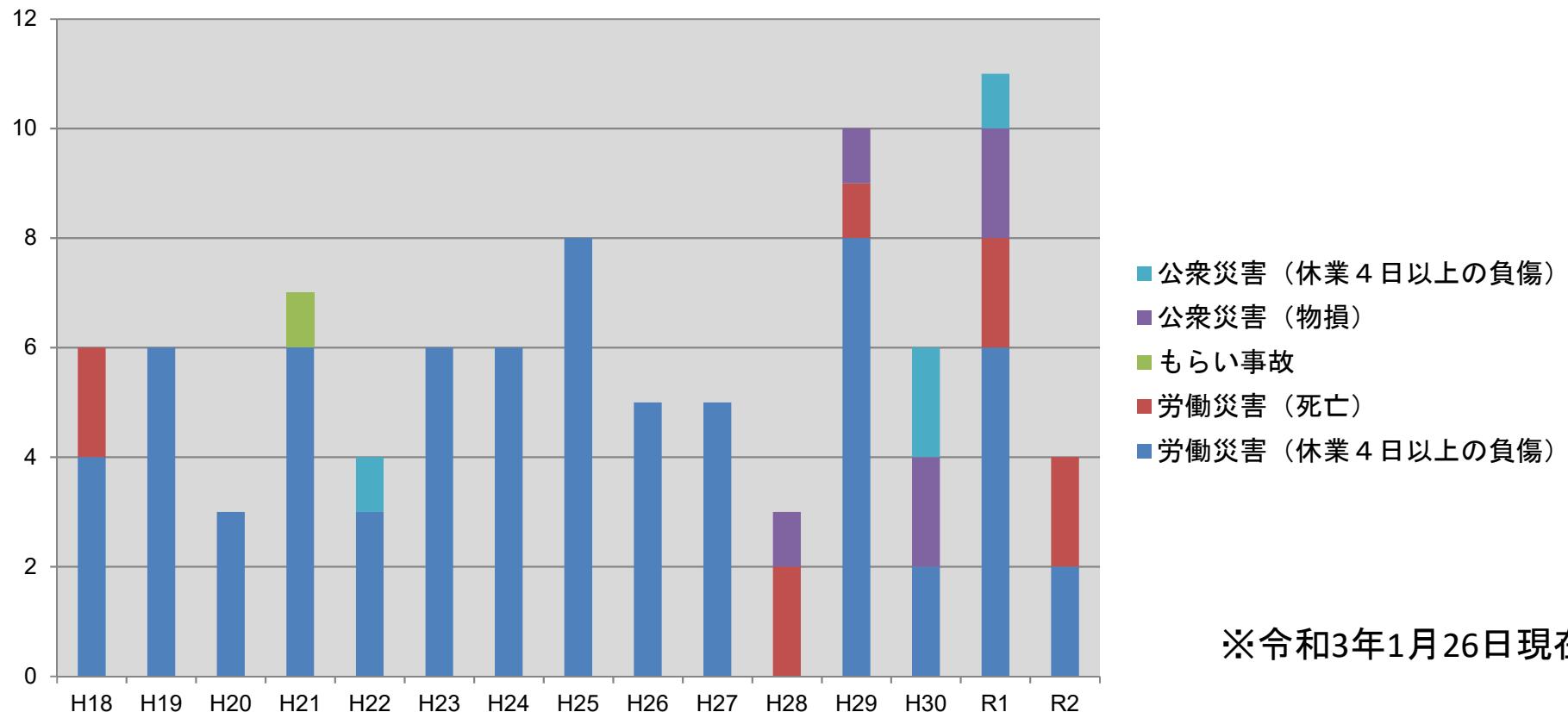
和歌山県県土整備部発注工事における事故発生状況 N=90

労働災害：工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故

もらい事故：第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故

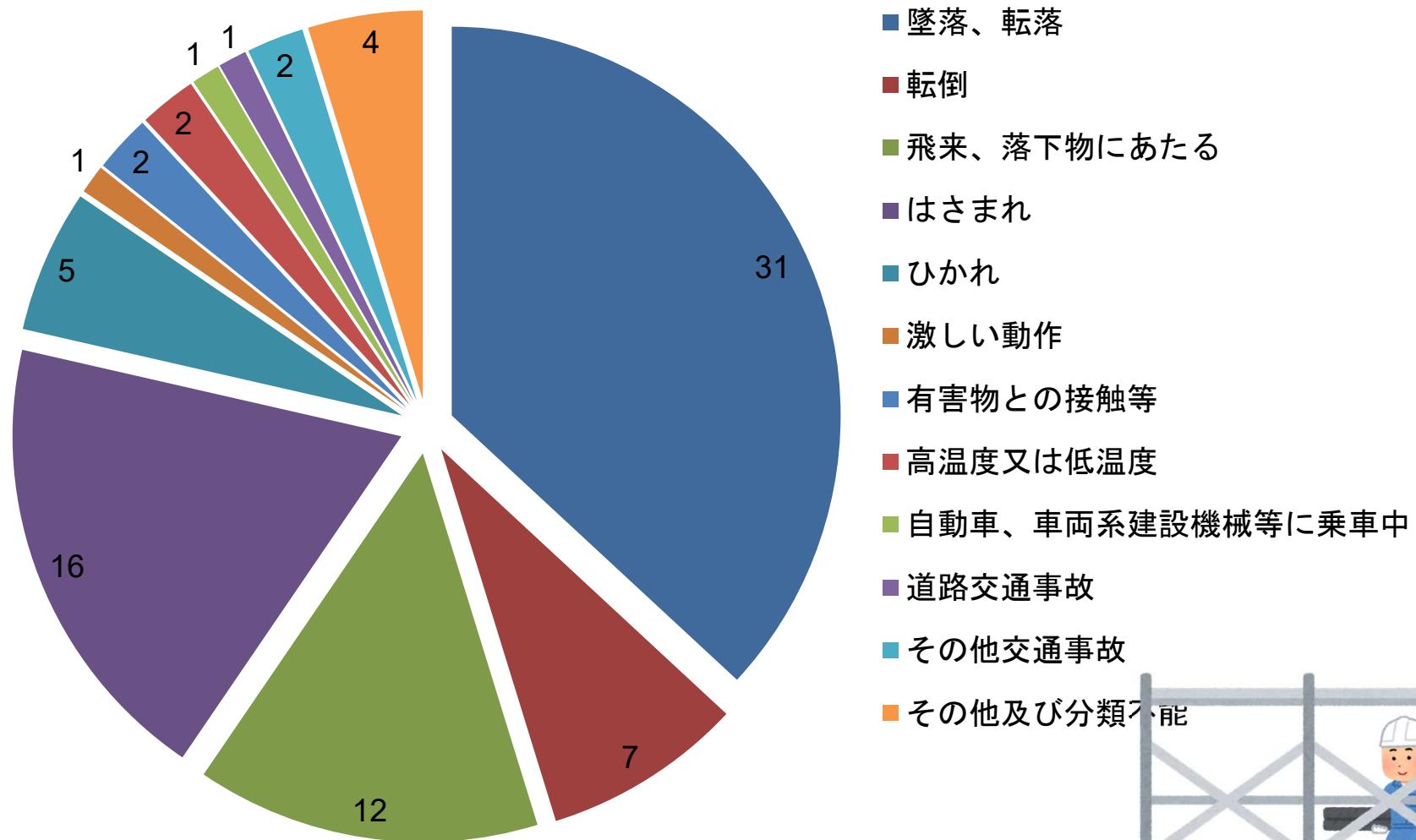
物損公衆災害：工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故

死傷公衆災害：工事区域内における工事関係作業等が起因して、第三者が死傷した事故



②和歌山県の事故発生状況

県土整備部発注工事における死傷原因 N=84 (物損公衆災害は除く)

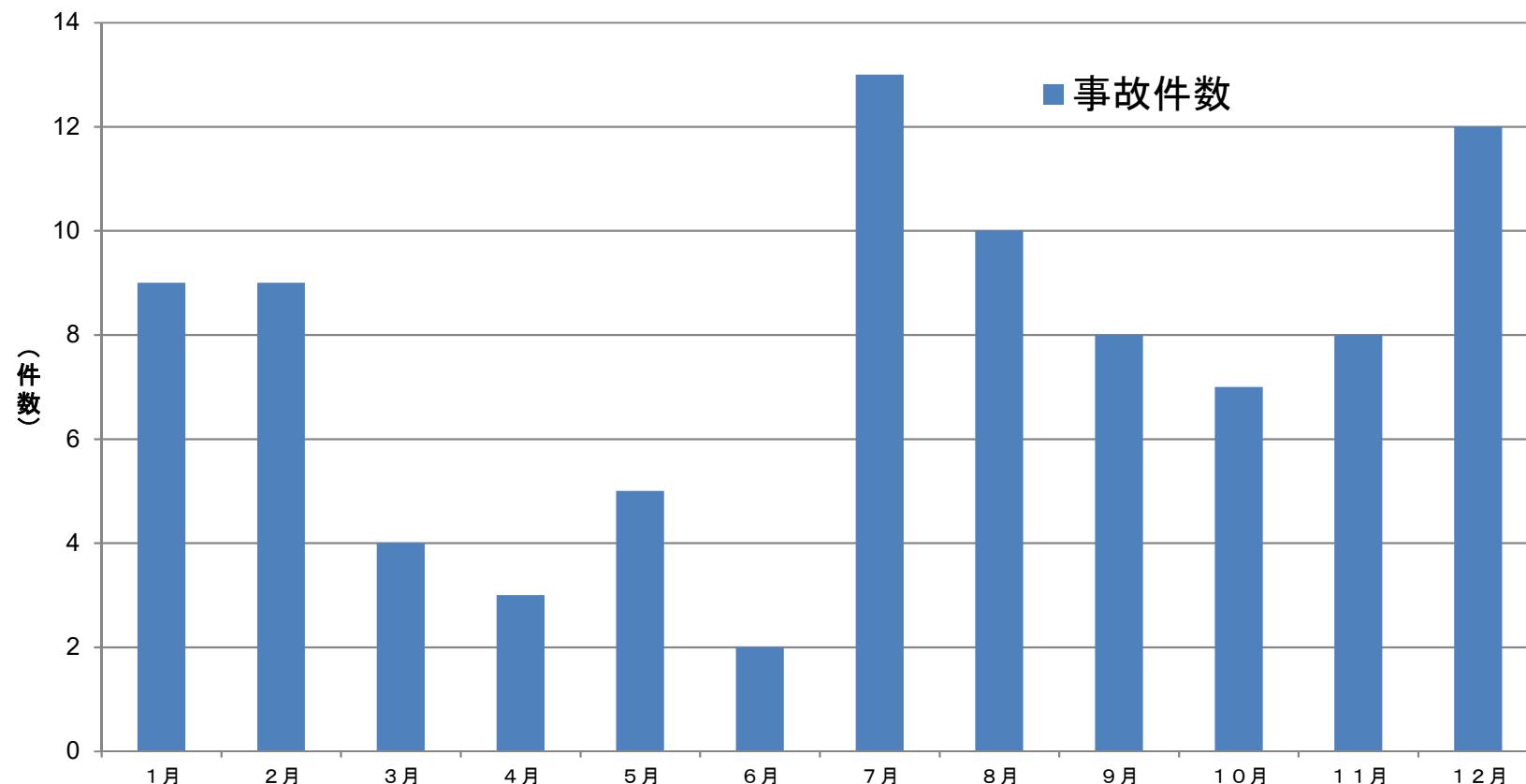


足場や高所からの墜落・転落が約4割を占める



②和歌山県の事故発生状況

和歌山県発注工事の事故発生月の傾向 N=90



盆前及び年度末に多く発生する傾向がある

③事故事例（1）

1. 発生日時	令和2年2月29日(土) 11:40頃
2. 発生場所	日高川町
3. 受注者	県内建設業者
4. 事故発生状況	クレーン機能付きバックホウにクランプを装着しH型鋼の引き抜きを行っていたところ、クランプからH型鋼が脱落し、付近にいた作業員が下敷きとなり死亡した。

③事故事例（1）



③事故事例（1）

5. 事故原因	<ul style="list-style-type: none">・クレーンと作業員との作業範囲が明確に区切られていなかった。・クレーン作業に関して合図者が選任されていなかった
6. 関連基準	<p><u>建設機械施工安全技術指針 第16章</u></p> <ul style="list-style-type: none">・(省略)つり荷の落下防止に細心の注意をはらうこと。クレーン操作時には、誘導員配置し、クレーンと人との行動範囲の分離措置をとること。 <p><u>土木工事安全施工技術指針 第4章</u></p> <ul style="list-style-type: none">・オペレーターは合図者の指示に従って運転し、常にブームの先端の動きや吊り荷の状態に注意すること。

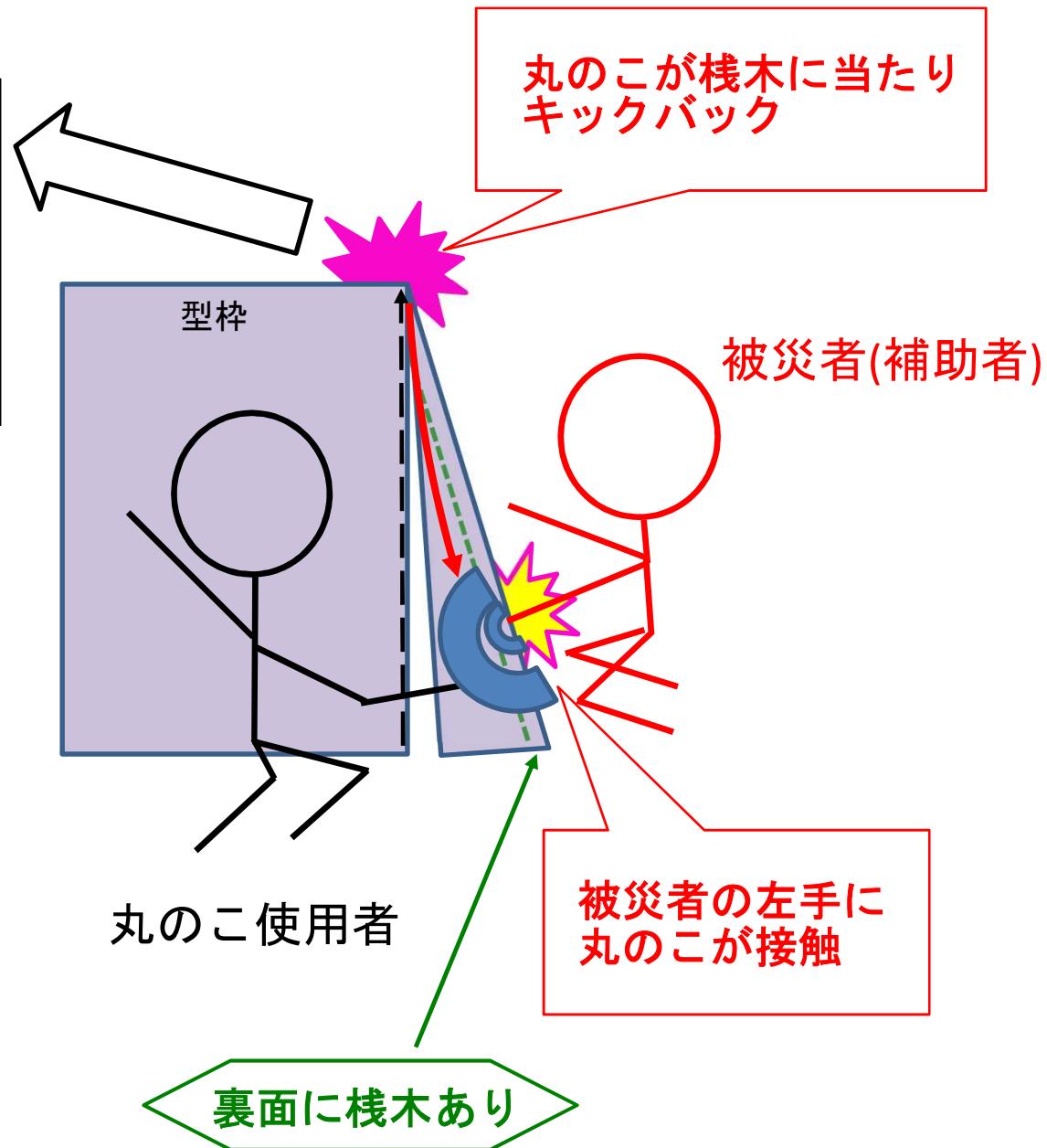
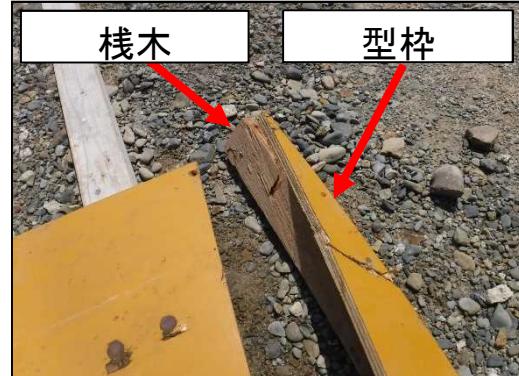
③事故事例（1）

7. 改善対策 (参考)	<ul style="list-style-type: none">・クレーン作業を行う際は、吊り荷の落下を考慮し、影響範囲内に作業員等がいないことを確認する。・クレーン作業の安全確保について、合図者を選任し、合図の確認等を打ち合わせし作業を行う。など
8. 処分	<ul style="list-style-type: none">・労働基準監督署より指導票の交付(元請・下請)

③事故事例（2）

1. 発生日時	令和2年8月19日(水) 10:45頃
2. 発生場所	那智勝浦町
3. 受注者	県内建設業者
4. 事故発生状況	丸のこを使用して型枠の切断作業を行っていたところ、型枠の裏側に設置されていた桟木に丸のこが接触し、その反動で型枠を押さえていた補助者の左手の甲および親指を切断した。

③事故事例（2）



③事故事例（2）

5. 事故原因	<ul style="list-style-type: none">・型枠加工前の確認が不足しており、桟木による丸のこ の跳ね返りを予知できなかった。・作業員に丸のこ等従事者教育(特別教育に準じた教 育)を受講させていなかった。・安全衛生協議会等を定期的に開催しておらず、労働 者の危険を防止するための指導が不十分であった。
6. 関連基準	<p><u>安衛法第59条3項及び厚労省基安発0714第1号通達</u></p> <ul style="list-style-type: none">・事業者は当該業務に関する安全又は衛生のための特 別の教育を行なわなければならない。・丸のこ使用者には必ず特別教育に準じた教育を受講 させること。 <p><u>安衛則第635条</u></p> <ul style="list-style-type: none">・特定元方事業者及びすべての関係請負人が参加する 協議組織を設置すること。

③事故事例（2）

7. 改善対策 (参考)	<ul style="list-style-type: none">・型枠の加工は、安定した作業台上で行うよう、徹底する。・資材の加工等を行う際には、資機材について作業上の支障が生じていないか確認する。・丸のこ使用者には必ず特別教育に準じた教育を受講させるようにする。・安全衛生協議会を開催すると共に、元請事業者は毎作業日に行う巡視の際に、労働災害防止のために必要な指導を実施する。 など
8. 処分	<ul style="list-style-type: none">・労働基準監督署より是正勧告書及び指導票の交付(元請・下請)・1ヶ月の入札参加資格停止(元請)

④事故発生時の対応

被災者の救護・搬送



監督員への報告（共通仕様書に明記）

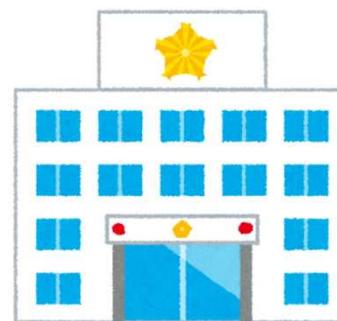
警察への通報

労働基準監督署への通報

必要に応じて事故の調査を行う。



監督員への調査結果の報告



④事故発生時の対応

労働基準監督署からの文書指導

命令書・・・明かな法違反が認められ緊急に現場対応が必要な場合

是正勧告書・・・明かな法違反が認められ強制的に現場対応が必要な場合

指導票・・・法違反には至らないが、安全管理上の問題がある場合

※安全衛生指導票の場合は法違反に該当する場合もある

労働災害の再発防止対策について（公文）

・・・死傷病報告を受け、法違反の疑いがある場合（口答指示相当）

事故に関わらず文書指導を受けた場合は速やかに監督員に報告してください！

県工事において後に発覚した場合、工事成績評定で「-3点」となります。

⑤ 参考

【是正勧告】

指導内容	関係法
安衛法に規定する安全教育を徹底すること。	安衛法第29条第1項
足場に係る最大積載加重を見やすい場所に掲示すること。	安衛法第31号第1項 安衛則第655号第1項
高さが2m以上の危険をおよぼす恐れのある箇所には囲い、手摺り又は覆い等を設けること。	安衛法第21条第2項 安衛則第519条第12項
作業内容と足場の組立作業に関する連絡調整を行うこと。	安衛法第30条第1項第1号 安衛則第636条
高さ10m以上の足場の設置にあたって、工事開始30日前までに労働基準監督署へ足場の設置計画を届け出ること。	安衛法第88条第1項 安衛則第85条
吊り荷の下に労働者の体の一部を立ち入らせないこと。	安衛法第20条 クレーン則第29条
クレーンのフック止めを有効として作業を行うこと。	安衛法第20条 安衛則第28条
現場作業開始時等、必要な時期にリスクアセスメントを実施すること。	安衛法第28条第2項 安衛則第24条第1項

⑤ 参考

【指導票】

指導内容	種類
無資格者による作業の禁止、資格の有無の確認を徹底すること。	指導票 (労働基準監督官)
危険機械の運転業務に係る作業計画を作成すること。	指導票 (労働基準監督官)
車両系建設機械を使用する時には、作業計画を作成し、元請及び下請労働者へ周知すること。	安全衛生指導票 (厚生労働技官)
車両系建設機械を移動させる時には誘導者を配置し、運転手は誘導者の指示に従うこと。また、運転手が危険を感じる場合には、誘導者と話し合い、調整すること。	安全衛生指導票 (厚生労働技官)

【労働災害の再発防止対策について（公文）】

指導内容
同種災害の再発を防止するため、災害発生状況及び原因の究明を行い、同種災害の再発防止対策を講じるとともに、事業場全般について安全衛生の点検を実施し、必要に応じ改善するなど安全衛生管理の徹底を図ること。

⑤ 参考

和歌山県工事事故発生状況 で検索

県土整備部発注工事事故発生状況

県土整備部発注工事事故発生状況

県土整備部発注工事での事故発生状況を掲載しています。

事故発生状況

- 令和元年度工事事故発生状況
- 平成30年度工事事故発生状況
- 平成29年度工事事故発生状況
- 平成28年度工事事故発生状況
- 平成27年度工事事故発生状況
- 平成26年度工事事故発生状況
- 平成25年度工事事故発生状況
- 平成24年度工事事故発生状況
- 平成23年度工事事故発生状況
- 平成22年度工事事故発生状況
- 平成21年度工事事故発生状況

まとめ

不安全行動

不安全状態

安全管理上
の不備

重大事故

入札参加資格停止

中止等による会社の
損失

社会的信用の失墜

建設業の魅力低下

ご静聴ありがとうございました